

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修

正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めめるの件（閣条第一一号）（先議）要旨

ウルグアイ・ラウンドの交渉過程において、主要国の間で医薬品の関税撤廃についての交渉が行われた結果、我が国、米国及び欧州共同体（E C・当時）の加盟国を含む二十二箇国は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」が発効する日から特定の医薬品及びその中間原料について関税を撤廃することとし、また、少なくとも三年に一回、この関税撤廃の対象製品の追加のための見直しを行うこととした。

この確認書は、二〇一〇年（平成二十二年）七月にまとめられた四回目の見直しを踏まえ、二〇一一年（平成二十三年）十一月四日、ジュネーブにおいて世界貿易機関事務局により作成されたものであり、前文、本文及び末文並びにこの確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正から成り、主な内容は次のとおりである。

一、我が国の譲許表の修正及び訂正は、一九八〇年（昭和五十五年）三月二十六日に「千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定」の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の

規定により確定されたものであることを確認する。

二、医薬品及びその中間原料の関税撤廃の対象産品の今次四回目の見直しによって追加される産品を掲げるため、我が国の譲許表の附属書中に、付表ⅠDの次に付表ⅠEを加えること、付表Ⅱを付表ⅡAに改め、付表ⅡAの次に付表ⅡBを加えること及び付表ⅣDの次に付表ⅣEを加えることとする。これにより追加される産品は、六百三十五品目（付表ⅠEに掲げる医薬品の有効成分二百八十六品目及び付表ⅣEに掲げる医薬品の中間体三百四十九品目）である。